



環境リスクPress

2018年7月発行／VOL.18

アスベスト関連ニュース

2018年6月

石綿の小片や小塊が残存の杜撰工事認定(大阪府堺市)

大阪府堺市で2017年3～4月に実施されたアスベスト除去工事が不適正だった問題をめぐり6月7日、市に対して専門家(建築物石綿含有建材調査者協会)による調査の中間報告で「粗い仕事」と工事が杜撰だったことが指摘された。現地調査後に市が市議会に報告したように、横引きダクトの接続部分及び煙突内部にアスベストの残存が見つかったとの内容である。煙突内側の横引き煙道と煙突本体との接続部分に「煙突用断熱材の小片や小塊が残存」しており、分析した結果、煙突断熱材に使用されたのと同じアモサイト(茶石綿)が57.8パーセント含有。「細部の施工状況は“粗い仕事”であると判断される」とずさんな工事だったことを認めた。

アスベスト関連ニュース

2018年6月

石綿則改正視野に検討開始(厚生労働省)

第13次労働災害防止計画(2018～22年度)のなかで、「解体作業における石綿ばく露防止の強化」を打ち出していた厚生労働省は、労働安全衛生法の石綿障害予防規則(石綿則)の改正や、いわゆる大臣指針の見直しを視野に入れた具体的検討に着手する。検討会では、①石綿の使用の有無を調査する者の専門性の確保策 ②石綿に関する届け出対象の拡大などによる「石綿の使用の事実の把握漏れ」防止策 ③必要なばく露防止対策を講じない施工者への対策強化策などについて検討をしていく(建通新聞 H30年6月)



石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について再確認

平成29年5月30日の環境省通知

- 1 石綿含有建築用仕上塗材について、建築物等に吹付け工法により施工されたものは、使用目的その他の条件を問わず、石綿障害予防規則の「吹き付けられた石綿等」に該当するが、石綿含有建築用仕上塗材の除去等を行う際には、「吹き付けられた石綿等」が否かにかかわらず、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルにも留意しつつ、除去時等の石綿発散の程度等に応じた適切なばく露防止対策を講じるよう指導を行うこと。
- 2 環境汚染防止の観点から、「剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しないよう、剥離剤の選択にも十分留意する必要がある。」とされている。剥離剤については、中毒による労働災害も散見されるところであり、化学物質の代替に当たっては、中毒をはじめとした労働災害を防止するため、危険有害性が不明な化学物質を危険有害性が低いものとして扱うことは避け、危険有害性が相対的に低いことが明らかな化学物質を選択するとともに、いずれの化学物質を使用する場合も、危険及び健康障害を防止するため、リスクに応じて必要な対策を講じるよう指導を行うこと。
- 3 吹付け工法により施工された石綿含有建築用仕上塗材の除去等に当たって労働安全衛生法第88条第3項が必要であるが、剥離剤が除去等しようとする塗材に対して有効か否かを確認するために行う小規模な試験施工については、基本的に、届出の対象とならないこと。なお、そうした小規模な試験施工も石綿の取扱い作業に該当するのはもちろんであること。なお、剥離剤の有効性を確認する前に届出が行われた場合においては、届出後に剥離剤が有効でないことが判明したときに、届け出た内容から工法を変更する必要があるが生じることがあるが、その際、変更後の内容について再度届出が必要であること。